別表第1（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 産山村住宅リフォーム等助成事業補助金 | 産山村住宅改造助成事業補助金 | 産山村合併処理浄化槽設置整備事業補助金 |
| 補助対象者 | ○村に住民登録を有し、村内に居住用住宅（空家は除く）を所有する者又は同居する３親等以内の家族 | ○村内に住居し、以下に該当又は同居若しくは同居予定者ア ６５歳以上で要援護認定者イ 身体障碍者手帳1･２級所持者ウ 療育認定A1・A2所持者エ 生計中心者の所得課税額が20万円以下 | ○村に住民登録を有し、村内に居住用住宅を所有する者し |
| 補助対象経費 | ○調査設計費：リフォーム等に要する調査設計費○増築工事：新たな住宅部分の建築、住宅部分への変更による住宅床面積の増加○改築工事：既存住宅を取壊し、改めて住宅を建築○改修・修繕工事：住宅の安全性や居住性を維持・向上 | ○要援護認定者等が利用する部分に関する改造（玄関、廊下、階段、浴室、便所等）○新築、増築及び改築は対象外。但し改造に伴いやむを得ない増改築は補助対象 | ○合併処理浄化槽（5～10人以下）の新設○旅館・民宿業、飲食店等での合併処理槽の新設 |
| 補助額 | ○補助対象経費の５０％以内（定率）○最高限度額は１００万円 | ○ア～ウの対象者定額９０万円以内○エの対象者対象経費の２/３以内（定率） | ○施設規模別の定額５人槽（３５６千円）～20人槽（１,５８３千円） |
| 補助要件等 | ○５年以上居住する見込みがある者○村税等を滞納していない者○年度内に完了すること○過去に同様の補助金を受けていない | ○過去に助成を受けていないこと○借家等を改造する場合は所有者の承諾を得ていること（原状回復は補助対象外） | ○浄化槽法に基づく設置の届出審査を了した者○所有者の承諾を得ている事○水質保全のための合併浄化槽の新設（改修・増設は対象外） |